

農用地等の借受希望申出書

申込年月日 令和 年 月 日

1. 借受けを希望する者（申込者）

申込者氏名 (法人の場合は、法人名及び代表者名)	(ふりがな)	べつかい たろう			
		別海 太郎 印			
個人の場合は後継者の有無 (○で囲む)	有 ・ 無	後継者が有で、その者も借受けを希望する場合は、記入してください。	(ふりがな)	べつかい じろう	
			別海 次郎 印		
		※後継者の記載がない場合は、申込者以外は公表いたしません。			
※本人(申込者)が署名していない場合は記名押印してください。					
住 所	〒 012-3456	北海道野付郡別海町〇〇▲▲番地の□			
主たる経営地	別海町	※主たる経営地が存する市町村を記入してください。			
生年月日(個人)	☒ 昭和 ☐ 平成	年	月	日	(満 才)
後継者の生年月日	☐ 昭和 ☒ 平成	年	月	日	(満 才)
法人の場合	設立年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和	年	月	日
	構成員数	名 (戸法人)			
連 絡 先	電話番号	0153 (123) 4567		※設立後1年未満の法人は新規参入にチェックしてください。	
新規参入・既存経営の別	※該当項目に ☒ をしてください。		☐ 新規参入 ☒ 既存経営		

2. 借受けを希望する農用地等の内容

借受希望区域	市町村名・借受希望区域名	別海町			
	※複数市町村で借受けを希望する場合は、その希望する市町村を全て記入してください。				
	☒ 希望区域内の農業者 ☐ 希望区域外の農業者 ☐ 新規参入希望者				
※どちらに該当しますか。該当項目に ☒ をしてください。					
借受けを希望する地目・面積	☐ 田 (ha) ☐ 転作田 (ha) ☒ 普通畑 (ha) ☐ 採草畑 (ha)				
	☐ 樹園地 (ha) ☐ その他 (ha)	希 望 す る 面 積 の 計 (ha)			
作付予定作物	☐ 水稻 ☐ 小麦 ☐ 大麦 ☐ 大豆 ☐ 小豆 ☐ 豆類 ☐ てん菜 ☐ 馬鈴しょ				
	☐ たまねぎ ☐ スイートコーン ☐ かぼちゃ ☐ 牧草 ☐ サイレージ用とうもろこし				
☐ 野菜等 (具体的に ☐ その他 (					
※借受地で作付を計画している作物の種別を該当項目に ☒ または、記入してください。					
借受希望期間	☐ 3 年 ☒ 5 年 ☐ 10年以上				
その他希望条件等	※希望する圃場条件等、ご自由に記入してください。				

3. 借受希望者の経営の概要（既存経営の方）

経営形態 (複合経営の方は複数を選択)	☐ 田作 (稲作) ☐ 畑作 ☐ 野菜 ☐ 果樹 ☐ 花き ☐ TMR						
	☐ 酪農 ☐ 肉牛 ☐ その他畜産 () ☐ その他 ()						
現在の経営規模	経営面積	うち所有地	田 (ha)	畑 (ha)	その他 (ha)		
	ha	うち借入地	田 (ha)	畑 (ha)	その他 (ha)		
主な作付作物	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha

※確認事項

利用目的への同意	公益財団法人 北海道農業公社は、個人情報の保護に関する法律に基づき、あなたの個人情報を次の業務並びに利用目的に必要な範囲内で利用します。	☒ 同意する ☐ 同意しない
	業務内容：農地中間管理事業及びこれに付随する業務 利用目的：法令に基づく本人及び借受希望内容等のホームページ上での公表	

※次ページの注意事項をよく確認のうえ、申出願います。

- 1・申込者が署名する場合は押印不要です。
- 2・利用目的への同意を除く、太線枠内の項目については、北海道農業公社ホームページ等により公表されます。
- 3・応募をする方は、公社ホームページ上の本様式を出力されるか、各市町村の農業担当窓口で申出書入手のうえ、借受希望区域の市町村の農業担当部署または、最寄りの公社（本・支所）に持参又は郵送により提出してください。
- 4・申出書を当該市町村の農業担当窓口へ提出することにより、本応募に関する手続きをその市町村へ委任するものといたします。
- 5・本申出書の有効期間は応募をした年度を含む5年後の年度末までとなります。有効期間を超えた後に借受けを希望する場合は、再度申込みが必要となります。
- 6・有効期間内に同一人から再申出する場合は、前申出を取り下げたものとみなします。また、再申出の有効期間は、その応募をした年度を含む5年後の年度末までとなります。
- 7・有効期間内に後継者への経営移譲等が見込まれる場合で、その後継者が経営移譲等を受けた後も引き続き農地中間管理事業による借受けを希望するときは、後継者の名前を必ず記入してください。
- 8・新規参入者の方は、「新規参入経営計画書」（様式第5号）を提出していただきます。また、必要に応じて市町村と共同ヒアリング等を行う場合があります。個人の応募者については、青年等就農計画の認定を受けた就農計画書の写しをもって新規参入経営計画書の提出を省略することができます。
また、設立後1年未満の法人の方は新規参入者とみなします。認定を受けた農業経営改善計画の写しをもって新規参入計画書の提出を省略することができます。
- 9・農地中間管理事業により農用地等を借受けした方は、法第21条に基づき、借受けた農用地等が適正に利用されていない等と判断され、公社から利用状況の報告を求められた場合には、その利用状況についての報告書を提出する場合があります。